４　火災発生時の対応（基本対応及びその流れ）

**火　災　発　生**

**（学校災害対策本部始動）**

STEP　1　初期対応（安全確認と連絡）

　　　　 総活，安否確認・避難誘導班

　初期対応（初期消火）

　安全点検・消火班，現場近くの教職員

・出火場所と状況の確認

・児童生徒等の安全確認

・消防署（１１９）への連絡

・火災発生現場近くにいる教職員は，消火器，バケツ等で集中的に初期消火にあたる。

・負傷者を火災現場から搬出し，応急救護する。

　　　 情報をもとに，校長が避難の判断・指示

初期消火限界の判断・避難

STEP　2　避　　　　　　　難

消防隊到着

・避難経路の安全確認

・全校避難指示（校内放送及びﾊﾝﾄﾞﾏｲｸ等）

・児童生徒等への的確な指示

「押さない，走らない，しゃべらない，もどらない」

・支援を要する児童生徒等への配慮，負傷者搬送など

・生徒名簿等の携帯

　消防隊への引き継ぎ

・火災現場への案内・誘導

・消防隊の指揮本部へ情報提供

STEP　3 避難後の児童生徒等の安全確認

・人員の確認と安否確認

・負傷者の確認と応急処置

STEP　4　避難した後の学校の対応

・緊急を要する児童生徒等の病院への搬送及び保護者への連絡

・生徒等不安に対する対処，安全確保

・校舎等の被害状況の把握，情報収集

・警察，医療機関等への連絡

・教育委員会への状況報告：被害状況，状況に応じて臨時休校措置

・外部（マスコミ）等及び保護者等への対応（対応窓口の一本化）

・学校火災発生の際，児童生徒等の避難を完了し安全を確保したら，下校について安全状況を慎重に確認し，校長が判断する。

（授業を再開する　・　学校に待機させる　・　各自下校させる　・　保護者へ引き渡す）

STEP　5　児童生徒等の下校について

|  |
| --- |
| 【平常時にしておくこと】  ・あらかじめ火災状況を想定していくつかの避難場所を決めて，平常時から火災避難訓練を行う。避難経路等火災発生時の行動の確認をし，教職員・児童生徒等に知らせておく。  ・火災発生時の初期対応（初期消火・連絡・避難誘導）の各教職員の役割を明確にしておく。  ・校内の消火設備の設置場所，及び消火器や屋内消火栓の使用方法を確認しておく。  ・校長不在の場合の責任者を決めておく。  ・支援を要する児童生徒等への対応には，十分配慮する。 |

（１）在校時及び放課後（部活動中等）

火災発生時の対応

※情報を早く収集し，分析・判断し，伝達・指示することが何より有効である。

**火　災　発　生**

**（学校災害対策本部始動）**

STEP　1　　　　　　　　　　初　期　対　応

|  |
| --- |
| 火災報知器の作動によって，火災を発見した場合  ①自動火災報知設備のベルがなる。  ②すぐに受信機を確認し，出火階・出火場所を確かめ，現場に駆けつけ火災発生を確認する。あるいは，校内放送で発生場所を知らせ，付近にいる教職員に確認させる。  　③火災発生を確認した場合は，速やかに本部へ連絡する。  ④教職員は自分の役割分担に応じて，初期消火・通報・避難誘導を開始する。 |
| 火災発見者からの連絡の場合  ①発見者は速やかに本部へ連絡し，大声で周囲に火事であることを知らせるとともに，近くの火災報知器の発信ボタンを押し火災発生を知らせる。  　②教職員は自分の役割分担に応じて，初期消火・通報・避難誘導を開始する。 |

１１９番通報時の内容について

|  |
| --- |
| 落ち着いて，次の項目にそって通報してください。  ①火事ですか・救急ですか？　　　火事です。  ②住所と学校名　　　 ○○市○○町○○　○丁目　○○○学校です。  ③何が燃えていますか。  （出火箇所はどこですか？）　　　○○校舎２階○○室です。  ⑤通報者の氏名　　　　　　　　　○○○○　です。  ⑥通報者の電話番号　　　　　　　○○○○－○○○○－○○○○　です。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **教職員** | ・上記，初期対応をもとに火災発見後，まず出火場所と火災状況を把握し本部へ連絡する。次に，初期消火，通報（１１９消防署へ）・避難誘導を開始する。  ・負傷者がいれば直ちに火災場所からの搬出，応急処置をする。  ・休憩時，放課後の場合は教室，体育館等にいる児童生徒等の安全確認に向かう。（避難経路の安全確認も同時に行う） |

初　期　消　火

|  |  |
| --- | --- |
| **教職員** | ・火災発生場所の近くにいる教職員及び安全点検・消火班は，近くにある消火器，消火バケツなどを多く集めて，集中的に初期消火にあたる。  ・消火器などで消し止められないと判断したときは，すぐに屋内消火栓を使用する。  　※＜初期消火か避難かの判断基準＞  消火器やバケツ，屋内消火栓などによる初期消火活動は，教職員の安全を第一に考えたものとする。身の危険を感じた場合や消火活動に限界を感じた時は，速やかに避難をする。（初期消火の目的は，被害を最小限にとどめることであり，決して無理はしない） |

消防隊への引き継ぎ

|  |
| --- |
| ・消防隊が到着したら，火災現場に迅速に到達できるよう誘導する。  ・消防隊の指揮本部に情報提供を行う。 |

＜情報提供の内容＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 優先して行う事項 | 状況に応じて行う事項 |
| 延焼の状況 | ・出火場所  ・燃焼物体及び燃焼範囲（炎，煙の拡散状況）  ・消火活動上支障となる危険物等の有無 | ・出火原因 |
| 避難の状況 | ・逃げ遅れた者の確認状況  ・避難誘導状況 | ・負傷者等の確認状況 |
| 自衛消防活動の状況 |  | ・初期消火活動報告  ・防火区画の構成状況  ・消火器・屋内消火栓設備の使用，作動状況 |
| 空調設備等の運転停止状況 |  | ・空調設備・排煙設備の運転停止状況  ・エレベーターの運転停止状況  ・非常電源の確保状況 |

STEP　2　　　　　　　　　　避　　　　　　　難

|  |
| --- |
| ①児童生徒等の避難の判断は，本部長（校長）が行う。  ②火災については，児童生徒等の安全を第一に考え，全館避難を原則とする。  ③火災発生場所の発生階の児童生徒等の避難を第一に，次にその上階を優先し，順次速やかに避難させる。  ④支援を要する児童生徒等への対応には，十分配慮する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **管理職** | ・校内放送等で，児童生徒等・教職員へ避難指示をする。  （通電時：校内放送，停電時：ハンドマイク）  （例）　学校の所在地の状況によって適宜応用してください。  ただいま，○○校舎○階○○教室で火災が発生しました。  児童（生徒）の皆さんは全員，◎◎（あらかじめ決めている避難場所）に至急避難しなさい。　　（繰り返し） |
| **教職員** | ・避難指示に従い，児童生徒等を速やかに誘導・避難させる。  ・火災発生階を優先し，その上階，下階と順次誘導する。  ・火災による煙等から身を守るよう，ハンカチ等で口，鼻を覆うよう指示し，煙を吸わせないようして，上履きのままで避難させる。  ・大きな声で的確に指示する。  「押さない，走らない，しゃべらない，もどらない」  ・火や煙によって階段が使用できない場合は，救助袋等を設定し避難させる。（地上の誘導者と密接に連絡を取りながら落ち着いて行う）  ・特別教室では，火気の始末や実験中の薬品を回収，電気器具のコンセントを抜くなど，二次災害の危険を回避して避難を開始する。  ・支援を要する児童生徒等への対応には十分配慮する。  ・最後に避難する誘導者は，逃げ遅れている児童生徒等がいないか確認し，（防火）戸を閉めてから避難する。（避難途中，普通教室以外の場所にいる児童生徒等の所在にも十分留意する）  ・出席簿等を携行する。  ・非常時持ち出し品の搬出を行う。  ※避難経路の確認，避難指示は管理職及び職員室で待機中，もしくは火災が発生した付近にいる教職員が行う。 |
|  |  |
| **児童生徒等** | ・火災による煙等から身を守るため，ハンカチ等で口，鼻を覆い，上履きのまま素早く行動する。  ・集団・隊列から離れない。  ・教職員の指示をよく聞き，勝手な行動をとらない。（教職員不在の場合は，校内放送等に従い速やかに校舎外の避難場所に避難する）  【屋内・教室・廊下・特別教室・階段・体育館等】  ・連絡があり次第，窓を閉め，校舎外に避難開始する。  ・あわてて外へ飛び出さない。周囲の安全確認をする。  【屋外・運動場等】  ・運動場で出火場所から離れた安全な場所に避難する。  ・教職員の指示があるまで集合形態で待機する。 |

STEP　3　　　　　　　　避難後の児童生徒等の安全確認

|  |  |
| --- | --- |
| **教職員** | ・あらかじめ決めておいた隊形に整列させ，児童生徒等の人員確認及び安否確認を行い，校長に報告する。  ・負傷者の確認と応急手当を行う。なお，負傷の程度に応じて速やかに救急車（１１９）を要請し病院へ搬送する。  ・負傷または緊急を要する児童生徒等がいる場合，保護者へ連絡をする。  ・児童生徒等の不安を緩和する。 |

STEP　4　　　　　　　　　避難した後の学校の対応

|  |  |
| --- | --- |
| **教職員**  被害状況  の 把 握  安全点検・  消火班 | ・消防機関等と連携し，施設の被害状況を調査し，校長に報告する。  ・危険箇所の立入禁止措置等を行う。（はり紙，ロープなど） |
| **総括**  情　報　の  収集・伝達  校　長 | （校長不在の場合の責任者を決めておく）  ・消防機関等と連携し被災状況を確認し，二次災害などの危険性について把握する。  ・マスコミや保護者からの問い合わせについて，対応窓口を一本化して対応する。  ・児童生徒等の下校について判断するための情報を収集する。  ・火災・校舎等被害状況，児童生徒等の安否等を教育委員会へ報告する。 |
| **教職員**  児童生徒等  の 確 保  安否確認・  避難誘導班 | ・児童生徒等の不安を緩和する。  ・下校等が決定するまで安全を確保し，待機させる。 |
| **教職員**  応急救護・救出救助  救急医療班・  救護班 | ・負傷者の確認と応急手当を行う。なお，負傷の程度に応じて速やかに救急車（１１９）を要請し病院へ搬送する。  ・行方不明者がいる場合は，直ちに消防機関等へ連絡する。 |

STEP　5　　　　　　　　　児童生徒等の下校について

|  |  |
| --- | --- |
| **教職員**  保護者連絡班 | ・学校火災発生の際，児童生徒等の避難を完了し安全を確保したら，下校についての判断を校長が行う。  　ア　火災の規模が小さく，授業に支障のない場合は，授業を再開する。  　イ　火災の規模が大きく，授業続行が不可能な場合は，緊急時連絡網（電話・メール），地域の緊急放送等を利用し，保護者に生徒が下校することあるいは学校に待機していることを連絡し，以下のCASE１～３の対応をとる。  　　CASE　１  　　　　児童生徒等が落ち着いた状況であり，通学路の安全，交通機関の運行状況を確認した場合，児童生徒等を帰宅させる。  　　CASE　２  　　　　児童生徒等の状態が不安定であったり，通学路の安全，交通機関の運行状況等に問題がある場合は，通常の状態に戻るまで学校で児童生徒等を待機させた後，下校させる。（保護者の迎えを要する場合は，連絡を取り，引き渡しカード等を利用し確実に保護者へ引き渡す）  　　CASE　３  　　　　緊急時の家庭連絡等により保護者が迎えに来た場合は，引き渡しカード等を利用し確実に保護者へ引き渡す。 |

（２）学校外の諸活動時（遠足・修学旅行・部活動等）

|  |
| --- |
| 【平常時にしておくこと】  ・遠足や修学旅行などの校外学習や校外で部活動を実施する場合は，見学施設・宿泊施設・利用施設等における，火災発生時の避難経路・避難場所等を施設管理者に確認し，児童生徒等に，事前指導を行う。  ・緊急時連絡網を作成しておき，災害発生時は連絡が取れるようにしておく。  ・支援を要する児童生徒等への対応には，十分配慮する。 |

**火　災　発　生**

STEP　1　　　　　　　　　　児童生徒等の安全確保

|  |  |
| --- | --- |
| **教職員** | ・火災報知器あるいは火災発見者からの連絡により出火場所と火災状況を把握し，児童生徒等へ避難指示を行う。（事前に施設管理者等と確認した見学施設・宿泊施設・利用施設等における避難方法に従い，避難場所へ移動するよう指示する。）  ・列車，バス等に乗車中は，係員の指示に従う。  ・負傷者がいれば直ちに火災場所からの搬出，応急処置をする。 |

STEP　2　　　　　　　　　　避　　　　　　　　　　　　難

STEP　3　　　　　　　　　　避難後の児童生徒等の安全確認

|  |  |
| --- | --- |
| **教職員** | ・火災による煙等から身を守るよう，ハンカチ等で口，鼻を覆うよう指示し，煙を吸わせないようして，速やかに誘導，避難させる。  ・大きな声で的確に指示する。  「押さない，走らない，しゃべらない，もどらない」  ・支援を要する児童生徒等への対応には十分配慮する。  ・けがをして動けない児童生徒等を救護し，避難誘導する。  ・逃げ遅れている児童生徒等がいないか，確認をする。  ・緊急連絡用の生徒簿等を携行する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **児童生徒等** | ・施設管理者等及び教職員の指示に従い，避難場所に移動する。  ・火災による煙等から身を守るため，ハンカチ等で口，鼻を覆い落ち着いて行動する。  ・集団・隊列から離れない。  ・教職員の指示をよく聞き，勝手な行動をとらない。  ・避難後は，教職員の指示があるまで待機する。 |

STEP　4　　　　児童生徒等が学校または安全な場所へ移動した後の学校の対応

|  |  |
| --- | --- |
| **教職員**  情報の伝達  ・  負傷者への対　　応 | （被災現場での対応）  ・児童生徒等の安全確保の状況，火災の状況を校長に報告する。  ・負傷者の確認と応急手当を行う。なお，負傷の程度に応じて速やかに救急車（１１９）を要請し病院へ搬送し，保護者へ連絡する。 |
| **総括**校 長  安否確認・情報の収集・伝達  対応の決定  **教職員**  保護者連絡班 | ・校外活動中の児童生徒等，教職員の安全状況を確認する。  ・児童生徒等が学校または安全な場所まで移動した後，児童生徒等を下校または保護者への引き渡しができるよう，緊急時連絡網（電話・メール），学校のホームページへの掲載等を利用し，連絡・調整する。（児童生徒等の下校及び保護者への引き渡しについては，火災編（１）在校時及び放課後（部活動中）のSTEP　6　児童生徒等の下校について　を参照）  ・火災状況，児童生徒等の安否等を教育委員会へ報告する。 |

（３）休日・夜間等　（校舎内外に生徒はいない場合）

|  |
| --- |
| 【平常時にしておくこと】  ・休日・夜間等に学校で火災が起こった（あるいは火災に巻き込まれた）場合を想定し,教職員が学校へ参集できるよう緊急時の連絡体制及び対応の確認しておく。  ・休日に部活動等で学校に，児童生徒等がいる場合については（１）在校時及び放課後（部活動中等）の対応を参照し，まずは児童生徒等の安全確保，避難，避難後の児童生徒等の安全確保に努める。 |

**火　災　発　生**

STEP　1　　　　　　　　　安全な方法で教職員は学校へ参集

|  |  |
| --- | --- |
| **教職員** | ・学校が出火した場合，又は，学校が火災により被害を受けた場合は，教職員は速やかに全員配備体制につき応急対策を講ずるために速やかに学校に集合する。  ※緊急事態に備えて迅速に対応できるように，教職員の緊急時連絡網を整備しておく。 |

STEP　2　　　　　　　　　教職員が参集した後の学校の対応

情　報　の収集・伝達

|  |  |
| --- | --- |
| **総括** 校 長**教職員** | ①教職員が参集したら，学校災害対策本部を設置する。  ②校舎施設の被害状況の把握をする。  ③教育委員会への連絡をする。  　・被害の状況，その他学校内外の状況，指導事項の確認等  　・状況に応じて臨時休校の措置  ④外部との対応（保護者，マスコミ等からの照会に対する対応）  　・今後の学校としての対応等を保護者等に周知徹底する。  　・マスコミ対応については，火災の規模，被害状況等を確実に把握（消防署の指示に従う）し，対応窓口を一本化して対応する。  　・学校周辺地域の被害状況を，関係機関と連絡をとり把握する。  ⑤翌日からの学校再開等について教育委員会等と協議・検討し，児童生徒等・保護者へ連絡する。 |
| **教職員**  安否確認・  被害状況の  把　　握  安全点検・  消火班 | ①校舎施設の被害状況の把握  ・消防署，警察等の指示を仰ぎながら被害状況，安全確認を行い，今後の対応を検討する。  　・危険箇所の立ち入り禁止等の措置 |

５　風水害（河川はん濫・土砂災害等）発生時の対応（基本対応及びその流れ）

**風水害等の発生のおそれ（注意報発表・警戒レベル２相当）**

・授業を継続すれば，児童生徒等の下校が不可能になると判断される状況が生じた場合，通学路の安全確認及び交通機関の運行状況をもとに，校長が判断する。

（　児童生徒等を下校させる　・　児童生徒等を学校に待機させる　）

**重大な風水害等の発生の恐れ（警報発表・警戒レベル３相当）**

○○市町村長が

高齢者等避難を発令

STEP1　児童生徒等の下校の判断

・暴風警報が発表された場合，その他の警報が発表され授業を継続すれば，児童生徒等の下校が不可能になると判断される状況が生じた場合，通学路の安全確認及び交通機関の運行状況をもとに，校長が判断する。

（　児童生徒等を下校させる　・　児童生徒等を学校に待機させる　）

○○市町村長が

避難指示を発令

**警戒レベル４相当**

**・記録的短時間大雨情報**

**・土砂災害警戒情報**

**・河川はん濫危険情報**

**・高潮特別警報**

**・暴風警報発表中の高潮警報**

**等**

・警戒レベル４相当の場合は，原則，学校に待機させる。

○記録的短時間大雨情報が発表

〇河川はん濫危険情報が発表

○土砂災害警戒情報が発表

○避難指示が出た地域

○通学路の安全確認ができない時

・帰宅経路の安全が確認できた時は，保護者等へ引き渡しを行う。

○○市町村より避難所の開設依頼の連絡

○○市町村職員が学校に参集

**避難所の開設**

STEP　2　洪水・土砂災害等が発生した後の学校の対応

○○市町村より避難所開設の依頼があったとき**避難所の開設支援**

＜校内の安全管理＞

・校舎等の被害状況の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置を行う。

・情報収集：台風の規模と今後の動き，洪水，高潮，土砂災害等などの二次災害の危険性の情報を把握する。

・教育委員会への連絡：学校内外の被害の状況，臨時休校措置の報告，指導事項の確認等

・外部との対応：保護者等やマスコミからの問い合わせに対する対応窓口を一本化して対応する。

＜避難所開設の支援＞

・洪水・土砂災害等の発生，あるいは危険性のため避難指示が発令され，市町村より避難所の開設依頼があったときは，避難所運営支援にあたる。

・洪水，土砂災害等で帰宅することが出来ない児童生徒等を学校内で待機させている場合の対応については，通学路の安全及び交通機関の運行状況について慎重に確認した上で，校長が判断する。　（　学校で継続して待機させる　・　各自下校させる　・　保護者へ引き渡す　）

STEP　3　児童生徒等の下校について

|  |
| --- |
| 【平常時にしておくこと】  ・あらかじめ注意報・警報発表時の学校の対応について，児童生徒等・保護者に周知徹底しておき，風水害等の災害発生を想定して通学路における危険箇所を認識させておく。  ・緊急時の連絡網を作成しておき，災害発生時の連絡体制を確立しておく。  ・風水害等の災害発生時の各教職員の役割と分担を明確にしておく。  ・校長不在の場合の責任者を決めておく。  ・支援を要する児童生徒等への対応には，十分配慮する。 |

（１）在校時及び放課後（部活動中等）

※情報を早く収集し，分析・判断し，伝達・指示することが何より有効である。

**風水害等の発生のおそれ　（注意報発表・警戒レベル２相当）**

|  |  |
| --- | --- |
| **管理職** | ・注意報が発表されたが，このまま授業が継続することができると判断される状況である場合，授業を継続する。  ・注意報が発表され，授業を継続すれば，児童生徒等の下校が不可能になると判断される場合，校長の判断で以下のCASE1,2の対応をとる。  　　CASE１　通学路の安全，交通機関の運行が確認されたときは下校させる。  　　CASE２　通学路が危険，交通機関の運行に支障が出たときは児童生徒等の安全な下校方法が確認されるまで，学校に待機させる。  ・テレビ，ラジオ，インターネット（気象庁レーダーナウキャスト）等で最新の情報を収集する。  ・なおCASE１の場合は，教育委員会に連絡する。 |

|  |
| --- |
| 気象庁レーダーナウキャスト　http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/  降水短時間予報や降水ナウキャストなど，最新の降雨量の確認と気象予測を参考にすること。 |

**重大な風水害等の発生のおそれ　（警報発表・警戒レベル３相当）**

|  |  |
| --- | --- |
| **管理職** | ・暴風警報が発表された場合，その他の警報等が発表され，授業を継続すれば児童生徒等の下校が不可能になると判断される場合，校長の判断で以下のCASE1,2の対応をとる。  　　CASE１　通学路の安全，交通機関の運行が確認されたときは下校させる。  　　CASE２　通学路が危険，交通機関の運行に支障が出たときは児童生徒等の安全な下校方法が確認されるまで，学校に待機させる。  ・テレビ，ラジオ，インターネット（気象庁レーダーナウキャスト）等で最新の情報を収集する。  ・警報発表時に児童生徒等を下校させる，あるいは学校に待機させる場合は，教育委員会に連絡する。  注意：　警戒レベル４相当の記録的短時間大雨情報，河川はん濫危険情報，土砂災害警戒情報等が発表された場合は，児童生徒等の通学路に危険が迫っている状況であることが予想されるので，校長は最新の情報を入手し，児童生徒等の安全を第一に考え慎重に判断する。 |

STEP　1　　　　　　児童生徒等の下校の判断　　CASE１の場合

|  |  |
| --- | --- |
| **教職員** | ・交通機関の運行状況，児童生徒等の通学路の状況等を確認する。（あらかじめ非常時用の関係交通機関一覧表を作成しておく。）  ・危険な箇所に近づかないこと，寄り道をしないこと，できるだけ複数で帰ること，災害等に巻き込まれた場合は自宅又は学校に連絡すること等を指示する。  ・緊急時の家庭連絡網（電話・メール），学校のホームページへの掲載等を利用し，保護者に生徒が下校することを連絡する。 |
|  |  |
| **児童生徒等** | ・教職員の指示をよく聞き，寄り道をしないで，できるだけ複数で帰る。  ・増水した河川や浸水の危険性のある通学路は回避して，速やかに安全な方法で帰宅する。 |

STEP　1　　　　　　児童生徒等の下校の判断　　CASE２の場合

|  |  |
| --- | --- |
| **教職員** | ・通学路が危険な状態である，交通機関の運行状況に支障がある，災害等が発生して危険である等の場合は，児童生徒等の安全を第一に考えて学校に待機させる。  ・テレビ，ラジオ，インターネット（気象庁レーダーナウキャスト）等で最新の情報を収集し，後何時間待機すれば天候の状態が回復するなどの予測をたてる。  ・予測をもとに，児童生徒等を学校に待機させた後の対応について準備するとともに，天候が落ち着き，児童生徒等の通学路の安全，交通機関の運行が再開されるまで，学校に待機させる。 |

STEP　２　　　　　　洪水・土砂災害等が発生した後の学校の対応

○○市町村より避難所開設の依頼があったとき　**避難所の開設支援**

学校が洪水・土砂災害等で被災した場合

|  |  |
| --- | --- |
| **教職員** | ・児童生徒等を洪水・土砂災害等の危険のない避難場所，鉄筋校舎２階以上等に避難させ，児童生徒等の安全確保をする。  ・市町村危機管理部局，消防署，教育委員会等へ救助要請の連絡を入れる。  ・テレビ，ラジオ，インターネット（気象庁レーダーナウキャスト）等で最新の情報を収集する。 |

学校災害対策本部の役割分担に応じて対応する。

情報の収集・伝達

被害状況の把　　　握

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **教職員**  安全点検・消火班 | ・危険箇所の立入禁止等の措置を行う。（はり紙，ロープなど）  ・施設の被害状況を調査し，校長に報告する。   |  | | --- | | ・外観等上の安全確認の基準として考えられる内容  　校舎の損傷，落下物，窓や窓ガラスの破損，雨漏り，  浸水の状況，樹木の状況など | |
| **総括** 校　長 | （校長不在の場合の責任者を決めておく）  ・被害状況等の調査結果を教育委員会に報告する。  ・児童生徒等への対応（休校措置）を教育委員会に報告する。  ・テレビ，ラジオ，インターネット（気象庁レーダーナウキャスト）等で最新の情報を収集する。（台風・低気圧の規模や今後の動き，高潮などの二次災害の危険性等の情報把握，洪水・土砂災害の危険性等の情報把握等）  情報の収集・伝達  ・地域防災関係機関との連携を図り，情報を収集する。（校区の被害，危険箇所の状況，災害等発生時の避難所設営の準備等）  ・保護者等からの問い合わせやマスコミ等について，対応窓口を一本化して対応する。 |
| **教職員**  避 難 所  運営支援  避難所支援班  生徒 | ・洪水，土砂災害等の発生あるいは危険性のため避難指示が出され，市町村より避難所の開設依頼があったときは，教職員は避難所運営支援にあたる。  ・避難所に避難している生徒は，出来る範囲で避難所運営支援に協力する。 |

STEP　3　　　　　　　児童生徒等の下校について

|  |  |
| --- | --- |
| **教職員**  保護者連絡班 | ・風水害等の発生及び発生のおそれにより，児童生徒等の通学路が危険である，または交通機関の運行に支障があり，学校に待機させた後の対応について，最新の情報をもとに下校について判断を校長が行う。  　①　風水害の発生がなく，各種警報も解除され，授業に支障のない場合は，授業を再開する。  　②　風水害の発生の可能性があり，各種警報が持続しており，授業続行が不可能な場合は，緊急時の家庭連絡網（電話・メール），学校のホームページへの掲載等を利用し，保護者に児童生徒等が下校すること，あるいは待機していることを連絡し，以下のCASE１～３の対応をとる。  　　　CASE１  　　　　児童生徒等の通学路の安全，交通機関の運行状況が確認された場合，児童生徒等を帰宅させる。  　　　CASE２  　　　　児童生徒等の通学路の安全，交通機関の運行状況等に問題がある場合は，通常の状態に戻るまで学校で児童生徒等を待機させる。  　　　CASE３  　　　　非常時の家庭連絡等により保護者が迎えに来た場合は，帰宅経路の安全を確認の上，引き渡しカード等を利用し確実に保護者へ引き渡す。  注意  ○原則，警戒レベル４相当の記録的短時間大雨情報，河川はん濫危険情報，土砂災害警戒情報等が発表中の時は，あるいは避難指示が出されている地域においては，児童生徒等だけでは下校させない。  ○　保護者が危険を冒して迎えにくることのないように，あらかじめ風水害発生時の学校の対応について説明しておく。 |

|  |
| --- |
| （２）登校前 |
| 【平常時にしておくこと】  ・あらかじめ注意報・警報発表に対する学校の対応について，児童生徒等及び保護者に周知徹底しておく。  ・風水害等の災害発生時の各教職員の役割と分担を明確にし，登校前の対応について各教職員に周知徹底しておく。 |

※情報を早く収集し，分析・判断し，伝達・指示することが何より有効である。

**風水害等の発生のおそれ　（注意報発表・警戒レベル２相当）**

|  |  |
| --- | --- |
| **教職員** | ・注意報(強風，大雨，洪水等)が発表中は，安全に十分注意して出勤する。（テレビ，ラジオ，インターネット「気象庁レーダーナウキャスト」等で最新の情報を収集する）  ・児童生徒等，保護者からの電話等の問い合わせに対応できるよう，学校で待機する。  ※気象庁レーダーナウキャスト　http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/ |
|  |  |
| **児童生徒等** | ・注意報(強風，大雨，洪水等)が発表中で，状況から判断して，登校しても安全であると判断される場合，安全に十分注意して登校する。  ・注意報(強風，大雨，洪水等)が発表中で，登校することで通学途上生命の危険にさらされる恐れがあると判断される場合，学校に連絡して自宅待機し，安全な状況になれば登校する。  ・判断が難しい場合，学校に電話等で問い合わせて指示を受ける。 |

**重大な風水害等の発生のおそれ　（警報発表・警戒レベル３相当）**

|  |  |
| --- | --- |
| **教職員** | ・暴風警報が発表中の場合，児童生徒等は自宅待機となるが，教職員は気象状況を把握（テレビ，ラジオ，インターネット「気象庁レーダーナウキャスト」等で最新の情報を収集する）して，通勤上の安全に十分注意して出勤する。また，状況から判断して，出勤することにより生命の危険にさらされる恐れがあると判断される場合，学校に連絡した上で自宅待機し，出勤が可能と判断される状況になれば，速やかに出勤する。  ・児童生徒等，保護者からの電話等の問い合わせに対応できるよう，早朝から出勤できる教職員が学校で待機する。 |
|  |  |
| **児童生徒等** | ・暴風警報が発表中の場合，児童生徒等は安全を第一に考えて，暴風警報が解除されるまで自宅待機とする。解除された後の対応については，学校のホームページや電話での問い合わせ等で確認する。  ・暴風警報以外の警報が発表中の場合，気象状況から，登校しても安全であると判断される場合，安全に十分注意して登校する。また，状況から判断して，通学の途中で生命の危険にさらされる恐れがあると判断される場合，学校に連絡をして自宅待機する。 |

STEP　1　台風接近により学校が被災した場合・避難所開設の依頼があった場合の対応

風水害　編（１）在校時及び放課後（部活動中等）　のSTEP　2　を参照すること

（３）　河川はん濫時の対応（基本対応及びその流れ）

**１ 注意体制（警戒レベル２相当に該当する場合）**

**・洪水注意報（○○川はん濫注意情報）発表**

**・○○川がはん濫注意水位に到達（□□観測所　はん濫注意水位　　　m）**

＊○○ダムの放流量に注意する。

STEP　１　児童生徒等の下校の判断

|  |  |
| --- | --- |
| **管理職** | ・授業を継続すれば，児童生徒等の下校が不可能になる状況と判断される場合通学路の安全確認及び交通機関の運行状況をもとに，校長が判断する。  （　児童生徒等を下校させる　・　児童生徒等を学校に待機させる　） |
| **教職員** | ・第１非常体制をとる。  ・総括は，テレビ，ラジオ，インターネット（気象庁レーダーナウキャスト，川の防災情報）等で最新の情報を収集する。 |

**２ 警戒体制（警戒レベル３相当に該当する場合）**

**・高齢者等避難の発令（市町村）**

**・洪水警報（○○川はん濫警戒情報）発表**

**・○○川が避難判断水位を超過　（□□観測所　避難判断水位　　　m）**

＊○○ダムの放流量に注意する。

一次避難場所

二次避難場所

STEP　２　児童生徒等の避難の判断

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **管理職** | ・避難経路の安全確認をしながら，避難を開始する。  ・避難経路の安全確認ができない場合は，児童生徒等を校舎内の高所へ避難させる。  ・避難した場合は，教育委員会へ連絡する。 | | |
| **教職員** | | ・第２非常体制をとる。  ・対策本部は，各業務分担に応じて対応する。 |

**３ 非常体制（警戒レベル４相当に該当する場合）**

**・避難指示の発令**

**・○○川のはん濫危険情報発表**

**・○○川がはん濫危険水位を超過　（□□観測所　はん濫危険水位　　　m）**

＊○○ダムの放流量に注意する。

STEP　３　避難後の安全確保

|  |  |
| --- | --- |
| **教職員** | ・児童生徒等の安全確認。  ・地域住民が避難してきた際の誘導。 |

STEP　４　避難後の学校の対応

**避難所の開設**

|  |  |
| --- | --- |
| **教職員** | ・○○市町村より避難所開設の依頼があったときは，避難所の開設支援。 |

＜校内の安全管理＞

・校舎等の被害状況の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置を行う。

・情報収集：河川の情報収集，雨雲の規模と今後の動き，洪水，高潮，土砂災害等などの二次災害の危険性の情報を把握する。

・教育委員会への連絡：学校内外の被害の状況，臨時休校措置の報告，指導事項の確認等

・外部との対応：保護者等やマスコミからの問い合わせに対する対応窓口を一本化して対応する。

＜避難所開設の支援＞

・河川のはん濫，あるいは危険性のため避難指示が発令され，市町村より避難所の開設依頼があったときは，避難所運営支援にあたる。

STEP　５　保護者への児童生徒等の引き渡しについて

|  |  |
| --- | --- |
| **管理職** | ・河川のはん濫等で帰宅することが出来ない児童生徒等を学校内で待機させている場合，避難場所に避難した場合の対応については，洪水が収まり，各種警報等も解除され，通学路及び避難経路の安全及び交通機関の運行状況について慎重に確認した上で，校長が判断する。  （　学校・避難場所で継続して待機させる　・　保護者へ引き渡す　） |

* 在校時や登校前などの具体的な対応については，「４　風水害発生時の対応」を参照。

■情報収集

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報 | テレビ，ラジオ，電話  インターネット  ・徳島気象台ホームページ　　 　<https://www.data.jma.go.jp/tokushima/>  ・気象庁レーダーナウキャスト　 <http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/> |
| 洪水予報  水位到達情報 | インターネット  ・国土交通省（川の防災情報）　<https://www.river.go.jp/index>  ・国土交通省（川の水位情報）　<https://k.river.go.jp/>  ・徳島県水防情報　　　　　　　https://www.kasen.pref.tokushima.lg.jp  ・徳島県土砂災害情報　　　　　<https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp>  すだちくんメール |
| 避難情報 | ○高齢者等避難，避難指示  テレビ，ラジオ，インターネット，緊急速報メール |

■安全に避難するための備え

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 準　備　物 |
| 情報収集・伝達 | ラジオ，タブレット，携帯電話，拡声器 |
| 避難誘導 | 名簿，携帯電話，懐中電灯，拡声器  一時避難のための食糧・水・防寒着・雨具 |

（４）風水害時における学校の対応

ア　児童生徒等への事前対策

(ｱ)　学校は，児童生徒等に対して，風水害に対する心構え，知識，緊急対処の方法等について指導する。

(ｲ)　校長は，あらかじめＰＴＡと協議し，緊急時に保護者と連絡する方法，登下校時の安全経路，児童生徒等の校内での待機措置などについて定めておくものとする。

イ　児童生徒等の休校措置等に関すること　　　（時刻については，各学校において設定すること）

(ｱ)　登校前に「暴風警報」が発表された場合

・午前○時の段階で校区内に「暴風警報」が発表継続中の場合は，児童生徒等の安全確保のため，原則として臨時休業の措置を講ずる。

・ただし，特別支援学校は午前○時，定時制課程の高等学校は午後○時とし，特別な事情のある高等学校については，別に当該校で判断時刻を定める。

・遠足，修学旅行，体験学習なども原則として延期・中止とするが，目的地には暴風警報等が発表されておらず，出発を遅らせる措置等をとれば安全な場合などは，校長の判断により，実施することができる。

(ｲ)　登校前の「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」の場合

　・午前○時の段階で「暴風警報」を伴わない「大雨警報」や「洪水警報」については，各学校や地域の状況に応じて，校長が適切な措置を講ずる。

(ｳ)　登校後に「警報」が発表された場合

・登校後に，「警報」が発表された場合は，各学校や地域の状況に応じて，校長が適切な措置を講ずる。

ウ　避難所としての事前対策

(ｱ)　緊急連絡体制の整備

校長は，教職員の緊急連絡体制及び対策を整備するとともに，市町村の危機管理部局など防災関係機関との連絡体制を確認し，自校に避難所が開設される場合にどのような手順で，準備が進められるかなどについて，毎年度はじめに，情報交換の場を設定し，十分に協議しておくことが望ましい。

　　また，市町村の危機管理部局から学校に対して避難所開設について緊急連絡を行うことが想定される。そのため，夜間・休日でも確実に連絡できるよう，校長・副校長・教頭の緊急連絡先について教育委員会と連携をとり確認しておく。

(ｲ)　鍵の保管等について状況確認

避難所に指定されている学校にあっては，体育館など収容施設の安全点検を行うとともに，避難所として使用する施設（体育館等）の鍵の保管等について市町村の危機管理部局と状況を確認しておく。

(ｳ)　防災備蓄品についての協議

校長は，避難所となった際に備えておくべき防災備蓄品について，あらかじめ市町村の危機管理部局と協議しておく。

(ｴ)　学校災害対策本部について

災害発生時の役割分担について，教職員が確認しておく。